

Q9：食事の現物給与価額について、給与から食事代を徴収（負担）している場合は、どのように計算するのか？

A：食事代の徴収（負担）額により、以下の①、②のパターンで計算します。

【パターン①】現物給与価額の3分の2未満の価額を食事代として徴収（負担）している場合
 食事代の徴収（負担）額 < 現物給与価額3分の2の価額

現物給与の価額から徴収（負担）額を引いた価額が現物給与価額となります。

- 【例】・1カ月当たりの食事代の徴収（負担）額…………… 10,000円（A）
- ・1カ月当たりの現物給与価額（東京に所在する事業所の場合）…… 19,200円（B）
- ・現物給与価額3分の2の価額（B×2/3）…………… 12,800円
- ※食事代の徴収（負担）額（10,000円）は、現物給与価額の2/3（12,800円）よりも小さい

●現物給与価額（B-A）= 9,200円

【パターン②】現物給与価額の3分の2以上の価額を食事代として徴収（負担）している場合
 食事代の徴収（負担）額 ≥ 現物給与価額3分の2の価額

現物による食事の供与はないものとして取り扱います。

- 【例】・1カ月当たりの食事代の徴収（負担）額…………… 13,000円（A）
- ・1カ月当たりの現物給与価額（東京に所在する事業所の場合）…… 19,200円（B）
- ・現物給与価額3分の2の価額（B×2/3）…………… 12,800円
- ※食事代の徴収（負担）額（13,000円）は、現物給与価額の2/3（12,800円）よりも大きい

●現物給与価額 = 0円

※住宅にかかる現物給与価額について徴収（負担）されている場合は、上記の取扱いはなく、現物給与の価額から徴収額（負担額）を差し引いた額が現物給与価額となります。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧くださいか、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

年金 現物給与



事業主の皆様

平成26年4月から現物給与の価額が改定されます

報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合（現物給与）の価額は、厚生労働大臣が定めることとされています。このたび、平成26年1月31日の厚生労働省告示により現物給与の価額が改定され、同年4月1日から適用されます。

この現物給与の価額の改定につきましては、被保険者の皆様にもお知らせいただきますようお願いいたします。

（単位：円）

都道府県名	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等	その他の報酬等
	1人1月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額	1人1月当たりの住宅の利益の額（基1量につき）	
北海道	17,400	580	150	200	230	870	
青森	17,400	580	150	200	230	840	
岩手	17,100	570	140	200	230	970	
宮城	17,700	590	150	210	230	1,250	
秋田	17,100	570	140	200	230	930	
山形	18,000	600	150	210	240	1,050	
福島	17,400	580	150	200	230	1,000	
茨城	17,400	580	150	200	230	1,150	
栃木	17,700	590	150	210	230	1,190	
群馬	17,400	580	150	200	230	1,060	
埼玉	18,000	600	150	210	240	1,580	
千葉	18,000	600	150	210	240	1,530	
東京	19,200	640	160	220	260	2,400	
神奈川	18,600	620	160	220	240	1,900	
新潟	17,700	590	150	210	230	1,080	
富山	17,400	580	150	200	230	1,090	
石川	18,000	600	150	210	240	1,130	
福井	18,600	620	160	220	240	990	
山梨	18,000	600	150	210	240	1,100	
長野	18,000	600	150	210	240	1,030	
岐阜	17,400	580	150	200	230	1,020	
静岡	18,000	600	150	210	240	1,280	
愛知	17,700	590	150	210	230	1,300	
三重	17,400	580	150	200	230	1,080	
滋賀	18,000	600	150	210	240	1,170	
京都	18,600	620	160	220	240	1,450	
大阪	18,300	610	150	210	250	1,480	
兵庫	18,000	600	150	210	240	1,290	
奈良	18,300	610	150	210	250	1,060	
和歌山	18,300	610	150	210	250	920	
鳥取	17,700	590	150	210	230	950	
島根	18,600	620	160	220	240	910	
岡山	17,100	570	140	200	230	1,140	
広島	17,700	590	150	210	230	1,170	
山口	17,700	590	150	210	230	910	
徳島	17,100	570	140	200	230	990	
香川	17,400	580	150	200	230	1,010	
愛媛	17,400	580	150	200	230	950	
高知	17,700	590	150	210	230	910	
福岡	17,400	580	150	200	230	1,150	
佐賀	17,100	570	140	200	230	900	
長崎	17,700	590	150	210	230	920	
熊本	17,100	570	140	200	230	990	
大分	17,400	580	150	200	230	950	
宮崎	17,100	570	140	200	230	890	
鹿児島	17,700	590	150	210	230	950	
沖縄	17,700	590	150	210	230	970	

時価
 自社製品
 通勤定期券
 など

※改定箇所は赤字で表示しています。

- 住宅、食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします。
- 計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。
- 健保組合では、現物給与の価額について、規約により別段の定めをしている場合があります。

現物給与の価額 Q&A (よくある質問)

ー現物給与に関するよくある質問をまとめました。ー

Q1：現物給与とはどのようなものか？

A：給与は、金銭で支給されるのが一般的ですが、住宅（社宅や寮など）の貸与、食事、自社製品、通勤定期券などで支給するものを現物給与とといいます。
現物給与で支給するものがある場合は、その現物を通貨に換算し、金銭と合算して標準報酬月額の設定を行います。

Q2：このたびの現物給与価額の改定は、どこが変更になったのか？

A：一部の地域において、食事の現物給与価額が変更になりました。

Q3：現物給与価額の改定は、固定的賃金の変動に該当するのか？

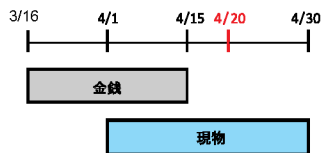
A：「固定的賃金の変動」※ に該当します。
（「被保険者報酬月額変更届」が必要になる場合がありますのでご注意ください）

※「固定的賃金の変動」とは…
固定的賃金（支給額や支給率が決まっているもの）の昇級（降級）や住宅手当、役付手当等の固定的な手当の追加や支給額の変更の場合をいいます。

Q4：このたび改定された価額は、平成26年4月1日から適用するとされているが、4月の給与の締め日が月の途中だった場合、現物給与価額はどのように計算するのか？

A：現物給与（食事、住宅等）については、給与の締め日は考慮せず、4月分（1カ月分）の報酬として計算します。

【例】 4月分給与（15日締め、当月20日支払）



※現物給与（住宅・食事等）は、給与の締めにかかわらず、4月1日～4月30日の1カ月分として計算し、4月20日の給与（金銭）と合算します。

Q5：勤務地がA県にあり、社宅がB県にある場合、現物給与価額はどちらの県の価額により計算するのか？

A：勤務地であるA県による価額で計算します。

被保険者の人事、労務および給与の管理がなされている事業所が所在する地域の価額により算定することになるため、A県の価額となります。

（本社と支店等が合わせて1つの適用事業所となっている場合は「Q8」をご参照ください）

Q6：住宅の現物給与価額は1カ月当たりの価額が示されているが、月途中の入居の場合でも、1カ月分の価額により計算するのか？

A：月途中から入居した場合であれば、日割計算を行います。

（計算方法）
1カ月相当の現物給与価額 × 入居日以降の日数 ÷ その月の総日数
（1円未満の端数は切り捨てします）

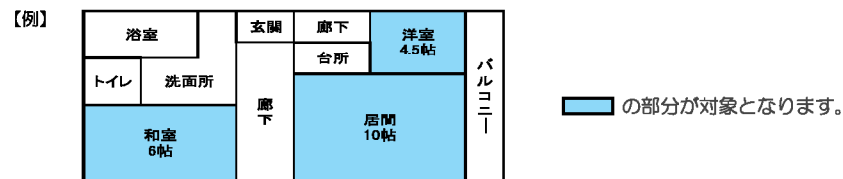
【例】：社宅入居日が4月11日（6畳）の場合の現物給与価額（東京に所在する事業所の場合）
2,400円（畳1畳につき）× 6畳 = 14,400円
14,400円 × 20日（入居日以降の日数）÷ 30日（4月の日数） = 9,600円

Q7：住宅による現物給与の場合、台所・トイレ・浴室・廊下を含めた広さで計算するのか？

A：含めず計算します。

価額の計算に当たっては、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室を対象とします。

玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下、農家の土間など、また、店、事務室、旅館の客室などの営業用の室は含めません。



Q8：本社と支店等が合わせて1つの適用事業所となっている場合（本社で人事・労務・給与をまとめて管理している場合）は、本社または支店等のどちらの地域の価額で計算するのか？

A：それぞれの勤務地による価額で計算します。

通常、被保険者の人事、労務および給与の管理をしている事業所が所在する地域の価額により算定することとなりますが、現物給与の価額は本来、生活実態に即した価額になることが望ましいことから、本社・支店等それぞれが所在する地域の価額により計算します。

なお、派遣労働者の場合については、実際の勤務地（派遣先の事業所）ではなく、派遣元の事業所が所在する都道府県の価額で計算します。

【例】東京本社において北海道支店を管理している（東京本社のみが適用事業所）場合
・本社、支店における住宅による現物給与（6畳）

